

# 国立大学法人岡山大学職員給与規則

平成16年4月1日

岡大規則第14号

改正 平成16年10月29日規則第34号  
平成17年 1月27日規則第 1号  
平成17年 3月24日規則第 3号  
平成17年12月 1日規則第11号  
平成18年 3月30日規則第16号  
平成19年 3月30日規則第21号  
平成19年 6月28日規則第24号  
平成19年 9月27日規則第26号  
平成20年 1月31日規則第 3号  
平成20年 3月27日規則第21号  
平成20年 9月27日規則第32号  
平成21年 3月27日規則第17号  
平成21年 5月28日規則第22号  
平成21年11月30日規則第27号  
平成22年 2月25日規則第 5号  
平成22年 3月31日規則第18号  
平成22年11月30日規則第25号  
平成23年 1月27日規則第 1号  
平成23年 3月31日規則第10号  
平成23年 4月26日規則第18号  
平成24年 3月22日規則第13号  
平成24年 5月30日規則第15号  
平成25年 3月27日規則第 5号  
平成25年 5月28日規則第10号  
平成25年 6月19日規則第11号  
平成25年 9月30日規則第14号  
平成25年12月27日規則第15号  
平成26年 3月27日規則第 5号  
平成26年 6月30日規則第11号  
平成26年11月27日規則第18号  
平成27年 1月27日規則第 2号  
平成27年 3月31日規則第17号  
平成27年 6月23日規則第25号  
平成28年 2月23日規則第 7号  
平成28年 3月29日規則第18号  
平成28年11月29日規則第37号  
平成29年 3月28日規則第 5号  
平成29年 6月27日規則第 9号  
平成30年 1月30日規則第 4号  
平成30年 3月27日規則第13号  
平成30年 6月28日規則第23号  
平成30年11月30日規則第30号  
平成31年 3月28日規則第 9号

令和 元年 6月27日規則第22号  
令和 元年 7月11日規則第23号  
令和 元年11月26日規則第26号  
令和 2年 3月31日規則第 4号  
令和 2年12月 1日規則第15号  
令和 3年 3月30日規則第14号

#### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）に所属する職員（以下「職員」という。）の給与の決定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (俸給の決定)

第2条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定めるところにより決定する。

2 就業規則第28条の2第2項に定める俸給表は、別表第1のとおりとする。

#### (俸給の調整額)

第3条 俸給の調整額は、職務内容、勤労条件等の特殊性に基づき、俸給を調整するものであり、別表第2及び別表第2の2の職員の区分欄に掲げる者に支給する。

2 俸給の調整額は、その者に適用される俸給表及び職務の級に応じて、別に定める調整基本額に、その者に係る別表第2及び別表第2の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が俸給月額 $\frac{100}{25}$ を超えるときは、俸給月額 $\frac{100}{25}$ に相当する額とする。

3 別表第2の2に掲げる者に支給する俸給の調整額は、国立大学法人岡山大学職員退職手当規則（平成16年岡大規則第15号）第4条に規定する基本給には含まない。

#### (教職調整額)

第4条 教職調整額は、教育学部附属の幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校（以下「附属学校」という。）に所属する教育職員のうちその属する職務の級が1級、2級又は特2級である者に支給する。

2 教職調整額の月額は、俸給月額 $\frac{100}{4}$ を乗じて得た額とする。

#### (基本給の支給方法)

第5条 俸給、俸給の調整額及び教職調整額（以下「基本給」という。）は、新たに職員となった者には、その日から支給し、昇給、降給等により基本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで基本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給の額は、その該当する期間の現日数から就業規則第42条の2に規定する休日（同規則第43条又は第45条の規定により振り替えられ又は代休となった日を含む。以下「休業日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。

5 職員が月の途中において次の各号の一に該当する場合におけるその月の基本給は、日割計算により支給する。

一 就業規則第15条の規定により、休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 就業規則第61条又は第62条の規定により、育児休業（育児部分休業を除く。）若しくは介護休業（介護部分休業を除く。）を始め、又は育児休業若しくは介護休業の終了により職務に復帰した場合

三 就業規則第68条の規定により、停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

6 前項の復職し、又は職務に復帰した日が、給与の支給日以後の場合には、その月の基本給を速やかに支給する。

（初任給）

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第7条 就業規則第11条の規定により昇任したときは、上位の級に昇格させることができる。

2 前項の他、職員の従事する職務に応じ、かつ、勤務成績及びその他の能力の評定により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第8条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（昇給）

第9条 職員の昇給は、1月1日に、岡山大学自己評価規則（平成16年岡大規則第22号。以下「自己評価規則」という。）に基づく教員活動評価の給与査定結果又は職員勤務評価の結果及び同日前1年間におけるその者の勤務状況に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、4号俸（次の各号に掲げる職員にあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

一 一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

二 教育職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

三 医療職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

四 看護職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

3 55歳（一般職員俸給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、評価結果が特に良好であり、かつ、同日前1年間における勤務状況が不良でない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第10条 削除

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、別表第4に掲げる管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）に支給する。

2 管理職手当の月額は、別表第4に掲げる額とする。なお、複数の管理職員を兼ねている職員については、いずれか高い方の額（同額の場合はいずれか1つの額）を支給する。この場合において、副学長と学部長又は研究科長を兼ねている場合にあっては、支給する管理職手当に50,000円を加算する。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

4 管理職手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。

5 管理職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合

(業務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。)は、その月の管理職手当は支給しない。

6 役員が管理職員を兼ねる場合は、管理職手当は支給しない。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、採用の日から35年以内の期間、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員(教育職員俸給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)に支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じて別に定める表に掲げる額(以下「初任給調整手当額表」という。)とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法又は歯科医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる職員

(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第15条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する初任給調整手当額表の適用については、当該休職の期間(第30条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれらに相当するものと認めた手当(以下この項において「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

6 初任給調整手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般(一)9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この条において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員から一般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
  - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一）9級以上職員から一般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般（一）9級以上職員以外の職員から一般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じ

た場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）9級以上職員が一般（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級職員等が一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）9級以上職員以外のものが一般（一）9級以上職員となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員以外のものが一般（一）8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
（調整手当）

第14条 法人の職員には、給与法第11条の3に定める地域手当に準ずる手当として、基本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額（以下「合計額」という。）に、100分の3を乗じて得た額を月額とする調整手当を支給する。

- 2 前項の手当は、給与法第11条の3に定める地域手当が支給されない地域に在勤する職員にも支給するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、当該各号の区分に応じ調整手当又は給与法第11条の3の規定による地域手当（これに準ずる手当を含む。）の支給を受けていた者が保障される手当（以下「地域手当の異動保障としての調整手当」という。）を支給するものとし、その月額は、合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - 一 給与法第11条の3の規定による地域手当の支給割合が100分の3を超える地域に1年以上勤務することを命ぜられた職員 調整手当 当該勤務を命ぜられた地域に係る給与法第11条の3の規定による地域手当の支給割合
  - 二 給与法の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）であった者から引き続き職員となった場合で、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前号の規定により調整手当を支給される職員との権衡上特に必要があると認められた職員 地域手当の異動保障としての調整手当 別に定める支給割合
- 4 前項に掲げる職員の調整手当又は地域手当の異動保障としての調整手当を支給する期間は、次の各号に定める期間とする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員 当該勤務を命ぜられた地域に勤務する期間
  - 二 前項第2号に掲げる職員 採用後2年間
- 5 調整手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。  
（広域異動手当）

第14条の2 職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日の勤務箇所の所在地と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日の勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 給与法適用者等であつた者から引き続き職員となつた者（採用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により調整手当又は地域手当の異動保障としての調整手当（以下「調整手当等」という。）を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該調整手当等の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該調整手当等の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

5 広域異動手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人及び国から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人及び国から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当

該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員

別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、その額が、55,000円を超えるときは、55,000円

二 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員

2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員



15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員  
18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員  
21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員  
24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員  
26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員  
28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員  
29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員  
31,600円

### 三 前項第3号に掲げる職員

前二号に定める額（運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円）。ただし、自動車等の総使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、又、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

#### 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当

別に定めるところにより算出した1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円

#### 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、給与法適用者等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じ、次表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

3 給与法適用者等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- 一 高所作業手当
- 二 死体処理手当
- 三 防疫等作業手当
- 四 放射線取扱手当
- 五 異常圧力内作業手当
- 六 夜間看護等手当
- 七 教員特殊業務手当
- 八 教育実習等指導手当
- 九 削除
- 十 削除
- 十一 極地観測手当

- 十二 国際緊急援助等手当
- 十三 博士論文審査手当
- 十四 入試手当
- 十五 ヘリコプター搭乗手当
- 十六 オンコール手当
- 十七 削除
- 十八 国際化推進教育手当
- 十九 削除
- 二十 調査委員会委員等手当

2 前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給要件、手当額については、次条から第18条の21までに定めるとおりとする。

(高所作業手当)

第18条の2 高所作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 農学に関する学部、大学院研究科又は学域に所属する職員が地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等に従事したとき
- 二 施設企画部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に定める額とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合は、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

- 一 前項第1号の作業 220円（当該作業が地上20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円）
- 二 前項第2号の作業 200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われた場合は、300円）

(死体処理手当)

第18条の3 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 医学部の解剖学教室、病理学教室又は法医学教室に配置されている職員（第3条の規定により俸給の調整額を受ける職員を除く。）のうち、一般職員俸給表（一）又は一般職員俸給表（二）の適用を受ける職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき
- 二 一般職員俸給表（一）又は一般職員俸給表（二）の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、第1号の作業については3,200円、第2号については1,000円とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当は支給しない。

(防疫等作業手当)

第18条の4 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに別に定める感染症の患者を入院させるための感染症病室に配置されている職員のうち、教育職員俸給表（一）の適用を受ける職員以外の職員（第3条の規定により俸給の調整額を受ける職員を除く。）が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(放射線取扱手当)

第18条の5 放射線取扱手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 岡山大学病院の医療技術部放射線部門に配置される医療技術職員が、エックス線そ

の他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき

二 前号のほか、職員が別に定める管理区域内において行う業務で、別に定めるものに従事したとき

2 前項の手当の額は、作業に従事した月1月につき7,000円とする。  
(異常圧力内作業手当)

第18条の6 異常圧力内作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

一 職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。

二 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
0. 2メガパスカルまで	210円
0. 3メガパスカルまで	560円
0. 3メガパスカルを超えるとき	1,000円

二 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

(夜間看護等手当)

第18条の7 夜間看護等手当は、看護職員が所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	7,300円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務（勤務時間が深夜の全部を含む場合を除く。）	3,550円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,100円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,150円

3 第1項の規定により、夜間看護等手当が支給されることとなる看護職員のうち、別に定める部署における勤務回数の合計が1箇月について8回を超える看護職員には、前項の規定による手当額に加えて、その8回を超えて勤務した全勤務回数に対して、勤務1回につき、2,000円を夜間看護等手当として支給する。

(教員特殊業務手当)

第18条の8 教員特殊業務手当は、附属学校に所属する教育職員で職務の級が2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

イ 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

二 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）にお

いて児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

三 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は休業日に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休業日に行うもの

五 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休業日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号イの業務	8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号ロ及びハの業務	7,500円
前項第2号及び第3号の業務	5,100円
前項第4号の業務	2,700円
前項第5号の業務	2,250円

（教育実習等指導手当）

第18条の9 教育実習等指導手当は、附属学校に所属する教育職員が、教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

第18条の10 削除

第18条の11 削除

（極地観測手当）

第18条の12 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職務の級	手当額
一般職員俸給表（一）7級以上の級 教育職員俸給表（一）5級 教育職員俸給表（二）4級 教育職員俸給表（三）4級	4,100円
一般職員俸給表（一）6級、5級及び4級 教育職員俸給表（一）4級及び3級 教育職員俸給表（二）3級、特2級及び2級 教育職員俸給表（三）3級、特2級及び2級	3,100円
一般職員俸給表（一）3級 教育職員俸給表（一）2級	2,400円
一般職員俸給表（一）2級 教育職員俸給表（一）1級 教育職員俸給表（二）1級 教育職員俸給表（三）1級	2,000円
一般職員俸給表（一）1級	1,900円

(国際緊急援助等手当)

第18条の13 国際緊急援助等手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
- 二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に定める額（心身に著しい負担を与えると認められる業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50に相当する額を超えない範囲内において別に定める額を加算した額）とする。

- 一 前項第1号の業務 4,000円
- 二 前項第2号の業務 3,000円

(博士論文審査手当)

第18条の14 博士論文審査手当は、岡山大学学位規則（平成16年岡大規則第1号。以下「学位規則」という。）第10条第2項の規定に基づく審査委員として、学位規則第5条第2項に基づき提出された論文の審査及び学力の確認を実施したときに支給する。

2 前項の手当の額は、予算の範囲内で別に定める。

(入試手当)

第18条の15 入試手当は、学部、大学院等の入学者選抜試験の問題作成、採点等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、予算の範囲内で別に定める。

(ヘリコプター搭乗手当)

第18条の16 ヘリコプター搭乗手当は、職員が消防ヘリコプターの医師等搭乗に関する協定に基づき、消防ヘリコプターに搭乗したときに支給する。

2 前項の手当の額は、搭乗した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

- 一 岡山大学病院において診療業務に従事する教育職員（医師又は歯科医師に限る。）  
5,100円
- 二 前号以外の職員 3,600円

(オンコール手当)

第18条の17 オンコール手当は、宿日直勤務又は夜間若しくは休日に勤務を行う医師又は歯科医師からの要請による緊急の診療業務に備えるため、岡山大学病院において診療業務に従事する教育職員（医師又は歯科医師に限る。）を自宅等に待機させた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1回の待機につき1,000円とする。

第18条の18 削除

(国際化推進教育手当)

第18条の19 国際化推進教育手当は、本学の教育の国際化を推進するため、別に定める学部の授業科目を英語で実施する教員について支給する。ただし、英語を母語とする者、全学教育・学生支援機構に所属する者のうち別に定めるもの及びグローバル人材育成院に所属する者を除く。

2 前項の手当の額は、従事した授業1回につき5,000円とし、別に定める方法により支給する。

第18条の20 削除

(調査委員会委員等手当)

第18条の21 調査委員会委員等手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 国立大学法人岡山大学におけるハラスメント等の防止及び対応に関する規程（平成29年岡大規程第41号）第22条第1項の規定に基づき設置される調査委員会の委員として調査を行った場合、同規程第20条第1項の規定に基づき置かれる調停員として調停を行った場合及び同規程第8条第1項の規定に基づき置かれるハラスメント相談員（ハラスメント防止対策室の職員を除く。）として相談受付を行った場合
  - 二 国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成27年岡大規程第20号）第9条第1項の規定に基づき設置される研究活動調査委員会の調査委員及び同第10条第1項の規定に基づき置かれる専門委員として調査を行った場合
  - 三 国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程（平成19年岡大規程第70号）第15条第1項の規定に基づき設置される公的研究費等の不正使用等に関する調査委員会の委員として調査を行った場合
  - 四 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の規定に基づき、本学教育学部附属学校におけるいじめ等重大事態に対処するために設置されるいじめ等重大事態調査委員会の委員として調査を行った場合
  - 五 「「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について」（平成26年7月1日付け26文科初第416号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき本学教育学部附属学校における自殺の背景調査実施のために設置される自殺背景調査委員会又は職員が自殺した場合において学長が必要と判断したときに設置される自殺背景調査委員会の委員として調査を行った場合
- 2 前項の手当の額は、事案1件につき、委員会等の区分及び委員等の別に応じて次の表に定める額とする。

委員会等の区分	委員会委員等の別	手当額
前項第1号の委員会等	調査委員会の委員長	30,000円
	調査委員会の委員	20,000円
	調停員	20,000円
	ハラスメント相談員	10,000円
前項第2号の委員会	研究活動調査委員会の調査委員	20,000円
	研究活動調査委員会の専門委員	10,000円
前項第3号の委員会	調査委員会の委員	20,000円
前項第4号の委員会	調査委員会の委員	30,000円
前項第5号の委員会	調査委員会の委員	30,000円

（職務付加手当）

第19条 職務付加手当は、著しく負担のかかる職務を付加された職員（管理職員を除く。）に対し、その付加された職務に応じて支給する。

2 職務付加手当の月額額は、次の表に掲げる職務付加区分に応じた額とする。

分類	職務の区分	手当月額
I	学長補佐	50,000円
	副理事	50,000円
	岡山大学病院副病院長	50,000円
	副部局長（副研究科長，副学部長，副研究所長及び附属図書館副館長）	40,000円 を超えない範囲 内で別に定める額
	学科長（複数の学科を有する学部に限る。）	30,000円

	工学部のコース長	25,000円
	附属図書館分館長	25,000円
	学部又は研究所附属のセンター等の長 理学部附属界面科学研究施設長 農学部附属山陽圏フィールド科学センター長 資源植物科学研究所附属大麦・野生植物資源 研究センター長	25,000円
	全学センターの副の長及び機構の副の長（理事又は部局長がセンター又は機構の長を兼ねている場合に限る。）	30,000円
	全学教育・学生支援機構内に設置するセンターの長又は副の長（副の長は理事がセンターの長を兼ねている場合に限る。）	30,000円
II	教務主任	5,000円
	学年主任	5,000円
	生徒指導主事	5,000円
	進路指導主事	5,000円
	研究主任	5,000円
	教育実習主任	5,000円
	主幹教諭（命）	10,000円
	なかよし園園長	50,000円
	ハラスメント防止対策室長	50,000円
	産業医	10,000円
	衛生管理者	3,000円
	衛生工学衛生管理者	5,000円
	第1種作業環境測定士	10,000円
	電気主任技術者	5,000円
	第1種放射線取扱主任者	3,000円
	作業主任者	2,000円
	高圧ガス製造保安係員	2,000円
	エネルギー管理員	2,000円
専門看護師	5,000円	
認定看護師	3,000円	
III	その他学長が必要と認めるもの	学長が定める額

3 前項の表の分類欄 I に掲げる職務の区分を複数付加された職員については、当該職務の区分のうち、いずれか高い方の額（同額の場合はいずれか1つの額）を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、その他職務付加手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（大学貢献手当）

第19条の2 大学貢献手当は、教育職員が大学経営・運営に必要な役割を担う場合でその負担の程度が著しく、大学への貢献度の高い次の各号に該当するときに支給する。ただし、管理職員及び前条第2項の分類 I に該当する職員には支給しない。

一 大学経営・運営に関する企画・立案を目的とする重要な全学的委員会（会議，ワーキング・グループ，広報アドバイザー等を含む。）の委員等（当該委員会を所掌する部又は全学センター等に所属する教育職員を除く。）

二 リーガルアドバイザー



- 三 科研費予備応募書類添削等指導員
- 四 マッチングプログラムコース教育部長
- 五 全学教育・学生支援機構学生相談室相談協力委員

2 前項に定めるもののほか、手当の額その他必要な事項は、別に定める。  
(医師事務作業補助手当)

第19条の3 医師事務作業補助手当は、医師の負担の軽減を図るため、当該医師の指示の下で事務作業を補助する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務の内容に応じて月額10,000円又は5,000円とし、支給要件その他必要な事項は、別に定める。

3 医師事務作業補助手当は基本給の支給方法に準じて支給する。  
(超過勤務手当)

第20条 就業規則第47条の規定により、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職員には支給しない。

2 前項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる時間及び次条の規定により休日給が支給されることとなる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、前項の規定による超過勤務手当及び次条の規定による休日給のほか、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。  
(休日給)

第21条 就業規則第47条の規定により、休業日に勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、管理職員には支給しない。

2 前項の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。  
(夜勤手当)

第22条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、管理職員には支給しない。

2 前項の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。  
(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、管理職手当、初任給調整手当、調整手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、広域異動手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、職務付加手当、大学貢献手当（第19条の2第1項第3号に該当するものを除く。）、医師事務作業補助手当及び義務教育等教員特別手当の月額合計額を155で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該勤務が、特殊勤務手当（夜間看護等手当を除き、教員特殊業務手当については第18条の8第1項第1号に規定する業務に限る。）が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前

項の規定による額に加算した額とする。

- 3 前2項の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(宿日直手当)

第24条 就業規則第50条の規定により、宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき次に掲げる額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

一 国立大学法人岡山大学宿日直規程(平成16年岡大規程第14号。以下「宿日直規程」という。)第2条第1号に定める宿日直勤務 14,000円

二 宿日直規程第2条第2号及び第3号に定める宿日直勤務 5,200円

(管理職員特別勤務手当)

第25条 管理職員(第3項の表に掲げる職員に限る。以下この条において同じ。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休業日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休業日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、管理職員の区分に応じ、前2項の規定による勤務1回につき次の表に定める額とする。ただし、第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

区分	第1項に定める勤務をした場合	第2項に定める勤務をした場合
事務局長	12,000円	6,000円
部長, 調整 役, 次長及び 事務部長	10,000円	5,000円
課長, 室長 及び事務長	8,500円	4,300円

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条並びに附則第11項第4号及び第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職、解雇又は死亡した職員にあっては、退職、解雇又は死亡した日現在。以下この条及び次条並びに附則第11項第4号及び第5号において同じ。)において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次表(1)に定める職員にあっては、基本給並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)

(次表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に同表に定める額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額。)を加算した額を基礎として、100分の127.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 役職段階別加算額の加算割合

職 員 の 区 分		加 算 割 合
俸 給 表	職 務 の 級	
一般職員俸給表（一）	10級・9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員俸給表（二）	5級	100分の10
	4級・3級（別に定めるものに限る。）	100分の5
教育職員俸給表（一）	5級（別に定めるものに限る。）	100分の20
	5級（別に定めるものを除く。）	100分の15
	4級（別に定めるものに限る。）	100分の15
	4級（別に定めるものを除く。）・3級	100分の10
	2級（29号俸以上に限る。）・1級（93号俸以上に限る。）	100分の5
教育職員俸給表（二）	4級	100分の15
	3級・特2級・2級（121号俸以上）	100分の10
	2級（49号俸以上120号俸以下）	100分の5
教育職員俸給表（三）	4級	100分の15
	3級・特2級・2級（133号俸以上）	100分の10
	2級（61号俸以上132号俸以下）	100分の5
医療職員俸給表	8級・7級・6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級・2級（57号俸以上）	100分の5
看護職員俸給表	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級（65号俸以上）	100分の5

(2) 管理職加算額

職 名	管理職加算額
副学長 研究科長 学部長 研究所長 附属図書館長 事務局長	80,000円
部長, 調整役, 次長及び事務部長 看護部長	70,000円 (別に定めるものにあつては75,000円)
課長, 室長及び事務長	50,000円 (別に定めるものにあつては60,000円)

(3) 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60

3 箇月未満	100分の30
--------	---------

- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。
- 一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
    - イ 無給休職者（就業規則第15条第1項第1号又は第3号の規定に該当して休職されている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。）
    - ロ 刑事休職者（就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。以下同じ。）
    - ハ 停職者（就業規則第68条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。以下同じ。）
    - ニ 就業規則第61条の規定により育児休業（育児部分休業を除く。）をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
  - 二 基準日前1箇月以内に退職し、解雇され又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
    - イ その退職し、解雇され又は死亡した日において前号に該当する職員であった者
    - ロ その退職し又は解雇された日後基準日までの間において給与法適用者等となった者
    - ハ その退職し又は解雇された日後基準日までの間において法人の役員、国の機関又は他の法人等の職員となった者（法人の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし、又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第27条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、自己評価規則に基づく教員活動評価の給与査定結果又は職員勤務評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務状況に応じて、別に定める基準に従って勤務成績に応じた支給割合（以下「成績率」という。）を決定し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在において受けるべき基本給並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額合計額に役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合及び成績率を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30

1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
零	0

- 3 前項に規定する勤務期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 前条第 4 項の規定は、第 1 号中イ及びロを「休職者（就業規則第 15 条第 1 項の規定により休職にされている職員（第 30 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当に準用する。
- 5 前条第 5 項の規定は、勤勉手当に準用する。  
（教員免許状更新講習等特別手当）
- 第 28 条 教員免許状更新講習等特別手当は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 9 条の 3 第 1 項に定める免許状更新講習又は文部科学省等から委託された事業であつて学長が認める講習等の業務に従事する者に対し、別に定める基準により支給する。  
（義務教育等教員特別手当）
- 第 29 条 附属学校の教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される俸給表、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第 6 に掲げる額とする。ただし、附属幼稚園の職員については、その額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 3 義務教育等教員特別手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。  
（休職者の給与）
- 第 30 条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病にかかり就業規則第 15 条第 1 項第 1 号により休職（以下この条において「病気休職」という。）にされた場合には、その休職の期間中、これに給与（通勤手当を除く。以下この項及び次項において同じ。）の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところに従い、休業補償給付又は障害補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患により病気休職にされた場合には、その休職期間が満 2 年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。ただし、附属学校に所属する教育職員及び一般職員（事務職員に限る。）については、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により病気休職にされた場合には、その休職期間が満 1 年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 4 職員が就業規則第 15 条第 1 項第 2 号により休職にされた場合には、その休職期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。
- 5 職員が国立大学法人岡山大学職員休職規程（平成 16 年岡大規程第 8 号。以下「休職規程」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。
- 6 職員が休職規程第 2 条第 5 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。
- 7 職員が休職規程第 2 条第 7 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ

100分の70以内（その原因が業務上の災害又は通勤による災害によるものと認められる場合は、100分の100以内）を支給する。

- 8 第2項から前項までの規定による基本給、調整手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。  
（育児休業者の給与）

第31条 就業規則第61条の規定により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、第26条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 四 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第33条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児短時間勤務職員の給与）

第31条の2 就業規則第61条の規定により育児短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給与については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人岡山大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年岡大規程第15号。以下「育児休業等規程」という。）第11条第1項の規定により育児短時間勤務をする職員の1週間当たりの所定の勤務時間を、就業規則第41条に定める1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする
第3条第2項	得た額	得た額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
第5条第4項	代休となった日	代休となった日並びに育児休業等規程第12条第1項に規定する育児短時間勤務の勤務日以外の日（1週につき5日間勤務する場合を除く。）
第12条第3項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
第16条第2項第2号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に

		満たない職員にあっては、その額から、100分の50を乗じて得た額を減じた額)
第20条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、所定の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計額が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の25）を乗じて得た額とする。
第23条	155	155に算出率を乗じて得た数
第26条第2項、 第27条第2項	基本給	基本給の月額を算出率で除して得た額
第29条第2項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

(介護休業者の給与)

第32条 就業規則第62条の規定により介護休業等をする職員の給与については、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第33条 職員が勤務しないとき（就業規則第45条の規定により代休日として指定された日を含む。）は、就業規則第52条に規定する休暇又は同規則第34条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 当分の間、前項の規定にかかわらず、一の負傷又は疾病による休職規程第1条の2第4項に定める特定病気休暇により、当該特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。以下同じ。）につき、基本給の半額を減ずる。なお、一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、基本給の半額を減ずる。

3 前項の規定の適用については、休職規程第1条の2第4項に定めるクーリング期間に、再度の特定病気休暇を使用した場合における当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は、引き続いているものとする。ただし、クーリング期間に、休職規程による休職をした場合、又は育児休業等規程第3条に定める育児休業をした場合であって、当該休職又は育児休業をした後に再度の特定病気休暇を取得した場合はこの限りでない。

4 第2項の規定により、基本給の半額が減ぜられた場合における調整手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる基本給は、当該半減後の額とする。

(端数の処理)

第34条 この規則により計算した確定金額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(この規則により難い場合の措置)

第35条 特別の事情によりこの規則により難い場合又はこの規則によることが著しく不  
適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第36条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関する事項は、当分の間、給与法、  
人事院規則、その他の関係法令による一般職の国家公務員の例に準じて取り扱うものと  
する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定に基づき職員となっ  
た者（以下「承継職員」という。）に対する施行日における第2条の規定に基づく俸給  
表並びに職務の級及び号俸の適用については、別に辞令を発せられない限り、当該職員  
が施行日の前日に給与法の規定に基づき適用されていた俸給表の別ごとに、行政職俸給  
表（一）については一般職員俸給表（一）とし、行政職俸給表（二）については一般職  
員俸給表（二）とし、教育職俸給表（一）については教育職員俸給表（一）とし、教育  
職俸給表（二）については教育職員俸給表（二）とし、教育職俸給表（三）については  
教育職員俸給表（三）とし、医療職俸給表（二）については医療職員俸給表とし、医療  
職俸給表（三）については看護職員俸給表とし、職務の級及び号俸については同一とす  
る。
- 3 岡山大学における部局長の任命等に関する規則（平成16年岡大規則第26号）の附  
則第2項により部局長である理学部長、医学部長及び農学部長は、施行日を含む当該学  
部部長の任期中に限り、引き続き給与法の規定に基づく指定職俸給表を適用し、号俸につ  
いては施行日の前日に適用されている号俸とする。なお、指定職俸給表の適用期間中  
においては、第3条の規定による俸給の調整額、第11条の規定による管理職手当、第1  
3条の規定による扶養手当、第15条の規定による住居手当、第18条の規定による特  
殊勤務手当、第24条の規定による宿日直手当及び第27条の規定による勤勉手当は支  
給しないこととし、第25条の規定による管理職員特別勤務手当及び第26条の規定に  
よる期末手当については、同条の規定にかかわらず、給与法第19条の3の規定による  
管理職員特別勤務手当及び第19条の8の規定による期末特別手当の例に準じて支給す  
る。
- 4 この規則施行の際、現に教育学部附属中学校長である者は、施行日を含む任期中に限  
り、第11条の規定による管理職手当の支給割合は、同条の規定にかかわらず、100  
分の14とする。
- 5 この規則施行の際、現に自然生命科学研究支援センター副センター長、理学部附属界  
面科学研究施設長又は農学部附属山陽圏フィールド科学センター長である者は、平成  
17年3月31日までの間、第11条の規定による管理職手当の適用区分は、同条の規  
定にかかわらず、次のとおりとする。

職 名	適用区分
自然生命科学研究支援センター副センター長	IV種
理学部附属界面科学研究施設長	V種
農学部附属山陽圏フィールド科学センター長	V種

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において、給与法第11条の規定による扶養手当、同  
法第11条の9の規定による住居手当、同法第12条の規定による通勤手当及び同法第  
12条の2の規定による単身赴任手当について岡山大学長の認定を受けていた職員で、  
施行日においてその実情に変更がなく、かつ、第13条の規定による扶養手当、第15



条の規定による住居手当，第16条の規定による通勤手当及び第17条の規定による単身赴任手当の適用後と施行日の前日の認定額に変更がない場合は，国立大学法人岡山大学学長の認定を受けたものとみなす。

- 7 承継職員のうち，施行日の前日において，給与法第23条の規定による退職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第30条の規定による退職者の給与については，別に辞令が発せられない限り，従前のおりとする。
- 8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については，同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と，「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。
- 9 平成21年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については，同項中「100分の130」とあるのは「100分の125」とする。
- 10 平成22年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については，同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」とし，「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。
- 11 平成30年3月31日までの間，職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては，当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後，次の各号に掲げる給与の額から，それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第33条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては，同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が，当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては，当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則13項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては，当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第13項において「俸給月額減額基礎額」という。））
  - 二 調整手当 当該特定職員の俸給月額及び管理職手当に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，俸給月額減額基礎額に対する調整手当の月額）
  - 三 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額及び管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
  - 四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に第26条第2項に定める役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に定める各期支給割合を乗じて得た額に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）在職期間別支給割合に定める割合を乗じて得た額に，100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同項に定める役職段

階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に定める各期支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（３）在職期間別支給割合に定める割合を乗じて得た額

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額合計額に第２６条第２項に定める役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第２７条第２項に定める割合及び同条第１項に定める成績率を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額合計額に第２６条第２項に定める役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される勤勉手

当に係る第２７条第２項に定める割合及び同条第１項に定める成績率を乗じて得た額）

六 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額

七 休職者の給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第３０条第１項 第１号から第５号までに定める額

ロ 第３０条第２項又は第３項 第１号から第４号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ 第３０条第４項 第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第３０条第５項、第６項又は第７項 第１号から第４号までに定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職員俸給表（一）	６級
教育職員俸給表（一）	５級
教育職員俸給表（二）	４級
教育職員俸給表（三）	４級
医療職員俸給表	６級
看護職員俸給表	６級

１２ 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

１３ 附則第１１項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２０条から第２２条まで、第３１条第４号、第３２条及び第３３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第２３条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額合計額を１５５で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額合計額を１５５で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

１４ 育児短時間勤務職員に対する附則第１１項第１号、第４号及び第５号の規定の適用については、同項第１号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは「号俸の俸給月額に第３１条の２の規定により読み替えられた第２条第１項に規定する算出率を乗じて得た額（）」と、「が同項の」とあるのは「が第３３条第２項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第４号及び第５号中「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率

で除して得た額」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

- 15 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員に対する俸給月額（国立大学法人岡山大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年岡大規則第16号）附則第4項の規定による俸給を含み、当該職員が第33条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同項の規定による俸給を含む。）をいう。以下附則第19項までにおいて同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に対応する割合（以下附則第17項までにおいて「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職員俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職員俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職員俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	特2級以上	100分の7.65
教育職員俸給表（三） （教育学部附属幼稚園の職員を除く。）	2級以下	100分の4.77
	特2級以上	100分の7.65
教育職員俸給表（三） （教育学部附属幼稚園の職員に限る。）	2級以下	100分の3.2
	特2級以上	100分の6.2
医療職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
看護職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

- 16 特例期間においては、次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職員俸給表（二）及び教育職員俸給表（三）の適用を受ける職員のうち、教育学部附属幼稚園の職員については第1号から第5号まで、それ以外の職員については第1号から第4号までの規定は適用しない。

- 一 調整手当 当該職員の俸給月額に対する調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 六 休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第30条第1項 前項及び前各号に定める額
- ロ 第30条第2項 前項及び第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額（附属学校の教育職員及び一般職員（事務職員に限る。）については、前項及び第1号から第3号までに定める額）
- ハ 第30条第3項 前項及び第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ニ 第30条第4項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第30条第5項、第6項及び第7項 前項及び第1号から第3号までに定める額に、当該各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 17 特例期間においては、第20条から第22条まで、第31条第4号、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（教育職員俸給表（二）及び教育職員俸給表（三）の適用を受ける職員にあっては、俸給月額）を155（当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、155に算出率を乗じて得た数）で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 18 前項の規定は、特例期間における勤務実績による給与額等の算出について適用する。
- 19 特例期間においては、附則第11項の適用を受ける職員に対する附則第15項から第17項までの規定の適用については、附則第15項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から附則第11項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第16項第1号中「俸給月額に対する調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する調整手当の月額から附則第11項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、附則第16項第2号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から附則第11項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、附則第16項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第11項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、附則第16項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第11項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、附則第16項第5号中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額から附則第11項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、附則第16項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「附則第19項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ、ハ及びホ中「前項及び第1号から第3号」とあるのは「附則第19項の規定により読み替えられた前項及び第1号から第3号」と、同号ニ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「附則第19項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、附則第17項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第13項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 19の2 特例期間においては、職員（教育職員俸給表（二）及び教育職員俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。）に支給する調整手当及び広域異動手当の支給割合については、第14条第1項及び第3項並びに第14条の2第1項に定める支給割合に、それぞれ100分の2を加算した割合とする。
- 20 前6項の規定は、岡山大学病院の医療技術職員及び看護職員（管理職員を除く。）

並びに学長が別に定める者には適用しないものとする。

2 1 附則第15項から第19項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

1 この規則は、平成16年10月29日から施行する。

2 旧基準日から引き続き寒冷地に勤務する職員に支給する寒冷地手当は、平成18年3月までとする。

附 則

この規則は、平成17年1月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人岡山大学職員給与規則別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の職務の級及び号俸若しくは職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替えについては、別に定める。

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務

の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。） 100分の99.1

二 減額改定対象職員以外の職員 100分の99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表 (一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職員俸給表 (二)	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職員俸給表 (一)	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職員俸給表 (二)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
教育職員俸給表 (三)	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
医療職員俸給表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
看護職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- 5 切替日の前日から引き続き在職している職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 切替日以降に新たに職員となった者について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 7 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する給与規則第3条第2項、第4条第2項、第11条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人岡山大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年岡大規則第16号）附則第4項から第6項までの規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる条項の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第9条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

- 9 給与規則第3条の規定により俸給の調整額を支給する職員のうち、その者に係る調整

基本額が別に定める経過措置基準額（第4項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該経過措置基準額に100分の99.76を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の給与規則第3条第2項の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

- 一 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- 二 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- 三 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- 四 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に管理職員であつた者で施行日以後も引き続き同一の管理職員であるもの（施行日以降に再任された者を除く。）のうち、改正後の第11条の規定による管理職手当の月額が施行日の前日に受けていた管理職手当の月額（以下「旧管理職手当額」という。）に達しない者については、改正後の第11条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間における管理職手当の月額は、旧管理職手当額とする。
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間は、改正後の第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 4 改正後の第14条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 5 施行日の前日に特定幹部職員であつた者で施行日以後も引き続き同一の特定幹部職員であるもの（施行日以降に再任された者を除く。以下次項において同じ。）のうち、改正後の第26条第2項の規定による管理職加算額が平成18年12月1日現在の管理職加算額（以下「旧管理職加算額」という。次項において同じ。）に達しない者については、改正後の第26条第2項の規定にかかわらず、当該特定幹部職員が引き続き同一の特定幹部職員である期間の管理職加算額は、旧管理職加算額とする。
- 6 施行日の前日に特定幹部職員たる管理職員であつた者で施行日以後も引き続き同一の管理職員であるもののうち、改正後の第26条第2項の規定により特定幹部職員でなくなった者については、改正後の第26条第2項及び第27条第2項の規定にかかわらず、当該管理職員が引き続き同一の管理職員である期間中は、管理職加算額として旧管理職加算額を加算する。この場合において、第26条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140」と、第27条第2項中「別に定める基準に従って勤務成績に応じて定める割合」とあるのは「当該者を従前の特定幹部職員とみなして、別に定める基準を適用し、勤務成績に応じて定める割合」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成19年6月28日から施行し、改正後の第26条第2項の規定は、平成19年6月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員については、改正後の国立大学法人岡山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）の規定を平成19年4月1日から適用する。
- 3 前項の場合において、平成19年4月1日から施行日の前日までの間に、改正前の給与規則の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の、改正後の給与規則の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、別に定めるところによる。
- 4 第2項の規定により改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。
- 5 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規則の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第31条第3号の規定は、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行し、改正後の別表第4専攻長、学科長及び附属図書館分館長の区分における医学及び歯学の博士課程又は博士後期課程の専攻長（別に定める者に限る。）に係る規定は、平成20年4月1日から、同表センター長、副センター長及び施設長の区分における学部又は研究所附属のセンター等の長の医学部・歯学部附属病院三朝医療センター長に係る規定は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月28日から施行し、改正後の第18条、第18条の11及び第23条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年11月30日から施行する。ただし、国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号）第15条及び別表第1並びに国立大学法人岡山大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年岡大規則第16号）附則第4項の改正規定は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人岡山大学職員給与規則第31条の2及び第33条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年11月30日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、平成23年4月1日から施行し、国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）別表第1及び国立大学法人岡山大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年岡大規則第16号）附則第4項の



改正規定は、平成22年12月1日から施行する。

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規則附則第11項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において給与規則第9条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 4 国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第61条の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、給与規則第31条の2の規定により読み替えられた同規則第2条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日前に取得した病気休暇に係る給与の減額については、改正後の第33条の規定にかかわらず、改正前の第33条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第26条第2項表（1）の規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成24年4月1日において改正後の国立大学法人岡山大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年岡大規則第16号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）第9条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 3 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規則附則第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規則附則第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成

25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 5 国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第61条の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、給与規則第31条の2の規定により読み替えられた同第2条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行し、改正後の第18条及び第18条の19の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第19条の2及び第23条の規定は、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行し、改正後の第18条、第18条の20、第18条の21、第19条の2及び第23条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行し、改正後の国立大学法人岡山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第18条の21の規定は平成26年10月1日から適用する。

2 この規則の施行の日在職する職員については、改正後の給与規則第16条第2項及び別表第1の規定を平成26年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 第2項の規定により改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払いとみなす。

5 平成27年3月31日までの間における給与規則第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

1 この規則は、平成27年2月1日から施行し、施行日に在職する職員については、改正後の規定を平成26年4月1日から適用する。

- 2 前項の規定により改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する給与規則第3条第2項及び第4条第2項の規定の適用については、同条同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と給与規則の一部を改正する規則（平成27年岡大規則第17号）附則第3項から第5項までの規定による俸給の額との合計額」とする。
- 7 切替日から平成28年3月31日までの間に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規則第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 8 切替日前に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規則第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 9 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与規則第17条第2項の適用については、「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。
- 10 第3項から第5項までの規定による俸給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行し、改正後の第26条並びに別表第4の

「機構長及び副機構長」の区分及び「調整役」の区分の規定は平成27年4月1日から適用する。

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に管理職員であった者で施行の日以後も引き続き同一の管理職員であるもの（施行日以降に再任された者を除く。）のうち、改正後の第11条の規定による管理職手当の月額が施行日の前日に受けていた管理職手当の月額（以下「旧管理職手当の額」という。）に達しない者の管理職手当の月額は、改正後の第11条の規定にかかわらず、旧管理職手当の額とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定については、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月1日に在職する職員については、改正後の第12条、別表第1、別表第3及び別表第5の規定を平成27年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に全学センターの長又は副の長であった者のうち、管理職手当が支給されないこととなるものについては、別に定めるところにより、管理職員に準ずる者として、管理職手当を支給することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行し、改正後の第18条の21第1項第1号及び第2号の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の日に在職する職員については、改正後の別表第1の規定を平成28年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第13条の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員から一般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含

む。）」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第6項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上職員から一般

（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、

「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上職員以外の職員から一般

（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、

「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」

扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第13条の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表

（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職員俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職員俸給表の適用を受ける

職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般（一）8級職員等という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員から一般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上職員から一般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上職員以外の職員から一般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の第13条の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般（一）8級職員等」とあるのは「一般（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員から一般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上職員から一般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上職員以外の職員から一般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般（一）8級職員等が一般（一）8

級職員等及び一般（一）９級以上職員」とあるのは「一般（一）８級以上職員等が一般（一）８級以上職員等」と、同項第６号中「一般（一）８級職員等及び一般（一）９級以上職員」とあるのは「一般（一）８級以上職員等」と、「が一般（一）８級職員等」とあるのは「が一般（一）８級以上職員等」とする。

- 5 施行日の前日に改正前の第１８条の１１，第１８条の１８及び第１８条の２０の規定による特殊勤務手当，第１９条の規定による有資格職務手当又は別に定めるところによる報酬を受けていた者で引き続き施行日以後も同種の職務を付加され，改正後の第１９条の規定による職務付加手当の支給を受けるものには，改正日の前日の給与額を超えない範囲で別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

#### 附 則

この規則は，平成２９年７月１日から施行し，改正後の第２６条及び別表第４の規定は，平成２９年４月１日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は，平成３０年２月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員については，改正後の別表第１の規定を平成２９年４月１日から適用する。
- 3 前項の規定を適用する場合においては，改正前の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規定による給与の内払いとみなす。
- 4 平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち，平成２７年１月１日において第９条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成３０年４月１日における号俸は，この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

#### 附 則

- 1 この規則は，平成３０年４月１日から施行し，改正後の第２３条の規定は，平成２９年４月１日から適用する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に管理職員であった者で施行日以後も引き続き同一の管理職員であるもの（施行日以後に再任された者を除く。）のうち，改正後の別表第４の規定による管理職手当の月額が施行日の前日に受けていた管理職手当の月額（以下「旧管理職手当の額」という。）に達しない者の管理職手当の月額は，改正後の別表第４の規定にかかわらず，旧管理職手当の額とする。
- 3 施行日の前日に管理職員であった者で，施行日以後も同一の職務の区分で職務付加手当の支給を受けることとなる職員（施行日以後に再任された者を除く。）には，管理職員に準ずる者として，旧管理職手当の額を支給するものとし，職務付加手当は支給しない。
- 4 前２項に掲げる場合のほか，施行日の前日に管理職員であった者で，改正後の別表第４の規定により管理職手当が支給されないこととなる者又は減額となる者については，他の職員との権衡上必要と認められる限度において，別に定めるところにより，管理職手当又は職務付加手当を支給することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は，平成３０年７月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員については，改正後の規定を平成３０年４月１日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は，平成３０年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし，第２６条第２項の規定は，平成３１年４月１日から施行する。

2 この規則の施行日に在職する職員については、改正後の第18条の5、第23条第2項及び別表第1の規定を平成30年4月1日から適用する。

3 前項の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、改正後の第15条の規定は令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日に在職する職員については、改正後の別表第1の規定を平成31年4月1日から適用する。

3 前項の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

4 第15条の規定の施行の日（以下のこの項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の規則第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当にかかる住宅（借間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下のこの項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当にかかる家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の第15条第2項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の第15条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 国立大学法人岡山大学管理学則の一部を改正する規則（令和3年学則第1号）附則第2項及び第4項の規定により存続する学部及び学科における学科長に対する第19条の規定による職務付加手当の支給は令和6年3月31日までとし、手当月額は同条第2項の表の分類欄Ⅰに掲げる職務の区分「学科長（複数の学科を有する学部に限る。）」を適用する。